

「オンライン診療指針」の遵守の確認をするためのチェックリスト

「オンライン診療基準」及び「オンライン診療の適切な実施に関する指針（平成 30 年 3 月）」に準拠

美祢市立美東病院

確認日：令和 8 年 6 月 1 日

確認者：事務（医事担当）

1. オンライン診療の提供に関する事項

(1) 医師－患者関係／患者合意	
i オンライン診療を実施する際は、オンライン診療を実施する旨について、医師と患者との間で合意がある場合に行う。	<input checked="" type="checkbox"/> 遵守
ii i の合意を行うに当たっては、医師は、患者がオンライン診療を希望する旨を明示的に確認する。 ※オンライン受診勧奨については、患者からの連絡に応じて実施する場合には、患者側の意思が明白であるため、当該確認は必要ではない。	<input checked="" type="checkbox"/> 遵守
iii オンライン診療を実施する都度、医師が医学的な観点から実施の可否を判断し、オンライン診療を行うことが適切でないと判断した場合はオンライン診療を中止し、速やかに適切な対面診療につなげる。	<input checked="" type="checkbox"/> 遵守
iv 医師は、患者の i の合意を得るに先立ち、患者に対して以下の事項について説明を行う。 ・触診等を行うことができない等の理由により、オンライン診療で得られる情報は限られていることから、対面診療を組み合わせる必要があること ・オンライン診療を実施する都度、医師がオンライン診療の実施の可否を判断すること ・(3)に示す「診療計画」に含まれる事項 ※緊急時にやむを得ずオンライン診療を実施する場合であって、ただちに説明等を行うことができないときは、説明可能となった時点において速やかに説明を行う。	<input checked="" type="checkbox"/> 遵守
(2) 適用対象	
i 直接の対面診療と同等でないにしても、これに代替し得る程度の患者の心身の状態に関する有用な情報を、オンライン診療により得る。	<input checked="" type="checkbox"/> 遵守
ii オンライン診療が困難な症状として、一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診に適さない症状」（※）等を踏まえて医師が判断し、オンライン診療が適さない場合には対面診療を実施する(対面診療が可能な医療機関を紹介する場合も含む。) ※緊急性が高い症状の場合は速やかに対面受診を促す。 ※日本医学会連合「オンライン診療の初診に関する提言」（2022 年 11 月 24 日版） https://www.jmsf.or.jp/uploads/media/2022/11/20221124163108.pdf	<input checked="" type="checkbox"/> 遵守
iii 初診からのオンライン診療は、原則として「かかりつけの医師」が行う。 ※ ただし、既往歴、服薬歴、アレルギー歴等の他、症状から勘案して問診及び視診を補完するのに必要な医学的情報を過去の診療録、診療情報提供書、健康診断の結果、地域医療情報ネットワーク、お薬手帳、Personal Health Record（以下「PHR」という。）等から把握でき、患者の症状と合わせて医師が可能と判断した場合にも実施できる（後者の場合、事前に得た情報を診療録に記載する必要がある。）。	<input checked="" type="checkbox"/> 遵守
iv 【iii以外の場合として「かかりつけの医師」以外の医師が診療前相談を行った上で初診からのオンライン診療を行う場合】安全性が担保されたオンライン診療を実施できるよう、オンライン診療の実施後、適切に対面診療につなげられるようにしておく。 ・「かかりつけの医師」以外の医師が診療前相談を行った上で初診からのオンライン診療を行う場合として、以下が想定される。 ✓「かかりつけの医師」がオンライン診療を行っていない場合や、休日夜間等で、「かかりつけの医師」がオンライン診療に対応できない場合 ✓患者に「かかりつけの医師」がいない場合 ✓「かかりつけの医師」がオンライン診療に対応している専門的な医療等を提供する医療機関を紹介する場合（必要な連携を行っている場合、D to P with D の場合を含む。）やセカンドオピニオンのために受診する場合 ・安全性が担保されたオンライン診療が実施できる体制として、以下の対応が想定される。 ✓患者の所在地に応じた地域の医療機関との間で、対面診療への移行に関して連携体制を整備する ✓医師が対面受診を要すると判断した場合は、対面受診可能な医療機関へ医師からの連絡、診療情報の提供を行い、患者を確実な対面診療へつなげる ✓直ちに対面受診を要さない場合においても、医師が必要と判断したときには、当該診療内容を引き継げるよう、緊急時の相談体制についての案内等を患者等に対して行い、確実に対面診療へつなぐ	<input checked="" type="checkbox"/> 遵守
v 診療前相談により対面受診が必要と判断した場合であって、対面診療を行うのが他院である場合は、診療前相談で得た情報について必要に応じて適切に情報提供を行う。	<input checked="" type="checkbox"/> 遵守
vi 診療前相談を行うにあたっては、結果としてオンライン診療が行えない可能性があることや、診療前相談の費用等について医療機関のホームページ等で示すほか、あらかじめ患者に十分周知する。	<input checked="" type="checkbox"/> 遵守
vii 急病急変患者については、原則として直接の対面による診療を行う ・なお、急病急変患者であっても、直接の対面による診療を行った後、患者の容態が安定した段階に至った際は、オンライン診療の適用を検討してもよい。	<input checked="" type="checkbox"/> 遵守
viii 特定の複数医師が関与することについて「診療計画」で明示しており、いずれかの医師が直接の対面診療を行っている場合は、全ての医師について直接の対面診療が行われていなくとも、これらの医師が交代でオンライン診療を行うことが可能。ただし、交代でオンライン診療を行う場合は、「診療計画」に医師名を記載する。 ・特定の複数の医師が関与するケースとして、在宅診療において在宅養育支援診療所が連携して地域で対応する仕組みが構築されている場合や複数の診療科の医師がチームで診療を行う場合などが想定される。	<input checked="" type="checkbox"/> 遵守

患者の同意を得た上で、診療録記載を含む十分な引継ぎを行ってれば、オンライン診療を行う予定であった医師の病欠、勤務の変更などにより、「診療計画」において予定されていない代診医がオンライン診療を行うことが可能。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
主に健康な人を対象にした診療であり、対面診療においても一般的に同一医師が行う必要性が低いと認識されている診療を行う場合などにおいても、「診療計画」での明示など同様の要件の下、特定の複数医師が交代でオンライン診療を行うことが可能。 健康診断など疾患の治療を目的としない診療(診察、診断等)などが想定される。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
ix «禁煙外来を行う医療機関の場合» 禁煙外来については、定期的な健康診断等が行われる等により疾病を見落とすリスクが排除されている場合であって、治療によるリスクが極めて低いものとして、患者側の利益と不利益を十分に勘案した上で、直接の対面診療を組み合わせないオンライン診療を行うことが許容され得る		非該当
«緊急避妊に係る診療を行う医療機関の場合» 緊急避妊に係る診療については、地理的要因等から産婦人科医又は厚生労働省が指定する研修を受講した医師が初診からオンライン診療を行うことは許容され得る。ただし、一錠のみの院外処方とし、薬剤師の面前で内服すること等。約三週間後に対面診療を受診することを担保すること。 緊急避妊を要するが対面診療が可能な医療機関等に係る適切な情報を有しない女性に対し、女性の健康に関する相談窓口等において受診可能な医療機関を紹介することとし、その上で直接の対面診療を受診することとする。		非該当
x 自身の心身の状態に関する情報の伝達に困難がある患者については、伝達できる情報が限定されるオンライン診療の適用を慎重に判断する。	<input checked="" type="checkbox"/>	推奨
(3) 診療計画		
i 医師は、オンライン診療を行う前に、直接の対面診療により十分な医学的評価(診断等)を行い、その評価に基づいて「診療計画」を定め、2年間保存する。(診療計画には、オンライン診療で行う具体的な診療内容、対面診療・検査の組み合わせ、診療時間、方法、対面への切り替え条件、積極的な協力の要請、急病急変時の対応方針、情報漏洩の責任範囲等を含む)	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
ii iiに関わらず、初診からのオンライン診療を行う場合については、診察の後にその後の方針を患者に説明する。その後、オンラインでの診療継続又はその見込みのある場合、可及的速やかにiiに基づき診療計画を定め、保存する。 ※例えば、次の診察の日時及び方法並びに症状の増悪があった場合の対面診療の受診先等	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
iii オンライン診療において、映像や音声等を医師側又は患者側端末に保存する場合には、事前に医師-患者間で保存の要否や保存端末等の取り決めを明確にし、双方で合意する。 ・医療情報の保存については、2(5)を参照すること。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
iv オンライン診療を実施する医師自らが対応できないことが想定される場合、急変に対応できる医療機関に対して当該患者の診療録等必要な医療情報が事前に伝達されるよう、適切な体制を整える。 急変時の対応を速やかに行うことが困難となると想定される場合(離島など)については、事前に関係医療機関との合意を行うべく。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
v 「診療計画」は、文書又は電磁的記録により患者が参照できるようにする。	<input type="checkbox"/>	推奨
vi 「診療計画」を変更することにより、患者の不利益につながるときは、患者の意思を十分尊重した上で、当該「診療計画」を変更せずにオンライン診療を行う。	<input checked="" type="checkbox"/>	推奨
(4) 本人確認		
i 緊急時などに身分確認書類を保持していない等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として、医師と患者双方が身分確認書類を用いてお互いに本人であることの確認を行う。 ※かかりつけの医師が行う場合等、社会通念上当然に認識できる状況であった場合には診療の都度本人確認を行う必要はない。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
ii 初診でオンライン診療を実施する場合、当該患者の本人確認は、顔写真付きの身分証明書、または2種類以上の身分証明書等により行う。 1種類の身分証明書しか使用できない場合には、当該身分証明書の厚みその他の特徴を十分に確認した上で、患者本人の確認のための適切な質問や全身観察等を組み合わせた確認	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
iii 医師の本人証明の方法として、なりすまし防止のために、原則として、顔写真付きの身分証明書(HPKIカード、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)を用いて医師本人の氏名を示す。 ※社会通念上、当然に医師本人であると認識できる場合を除く。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
iv 「医籍登録年」を伝えるなど、医師が医師の資格を保有していることを患者が確認できる環境を整える。また、必要に応じて、厚生労働省の「医師等資格確認検索」(氏名、性別、医籍登録年)を用いて医師の資格確認が可能である旨を示す。 ただし、初診を直接の対面診療で行った際に当然に医師であると認識できる状況であった場合、その後に実施するオンライン診療においては、患者からの求めがある場合を除き、医師である旨の証明をする必要はない。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
(5) 薬剤処方・管理		
i 初診からのオンライン診療の場合及び新たな疾患に対して医薬品の処方を行う場合は、関係学会が定める診療ガイドラインを参考にを行う。 ただし、麻薬及び向精神薬の処方、基礎疾患等が把握できていない患者への安全管理が必要な医薬品の処方、基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する8日分以上の処方を行わない。重篤な副作用が発現するおそれのある医薬品の処方は特に慎重に行うとともに、処方後の患者の服薬状況の把握に努めるなど、そのリスク管理に最大限努めなければならない。 ・現にオンライン診療を行っている疾患の延長とされる症状に必要な医薬品は処方可能。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
ii 医師は、患者に対し、現在服薬している医薬品を確認する。患者は医師に対し正確な申告を行う。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
iii 医師は、患者に対し、かかりつけ薬剤師・薬局の下、医薬品の一元管理を行うことを求める。 処方箋を発行する際、患者がオンライン服薬指導を希望する場合に、使用するシステムによっては患者が希望する薬局を選べない場合があることに留意し、患者が希望する薬局での調剤・服薬指導が受けられるよう配慮することが求められます。	<input checked="" type="checkbox"/>	推奨
(6) 診察方法		
i 医師がオンライン診療を行っている間、患者の状態について十分に必要な情報が得られていると判断できない場合には、速やかにオンライン診療を中止し、直接の対面診療を行う。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守

ii オンライン診療では可能な限り多くの診療情報を得るためにリアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段を採用する。文字、写真及び録画動画のみで完結してはならない。 ・直接の対面診療に代替し得る程度の情報が得られる場合は、補助的手段として画像や文字等の活用は妨げない。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
iii オンライン診療において、医師は、情報通信機器を介して、同時に複数の患者の診療を行ってはならない。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
iv 医師の他に医療従事者等が同席する場合は、その都度患者に説明を行い、患者の同意を得る。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
v 医師と患者が1対1で診療を行っていることを確認するために、オンライン診療の開始時間及び終了時間をアクセスログとして記録するシステムとする。	<input type="checkbox"/>	推奨
vi オンライン診療を実施する前に、直接の対面で、実際に使用する情報通信機器を用いた試験を実施し、色彩や動作等について確認する。	<input checked="" type="checkbox"/>	推奨

2. オンライン診療の提供体制に関する事項

(1) 医師の所在		
i オンライン診療を行う医師は、医療機関に所属し、その所属及び当該オンライン診療実施病院等の問い合わせ先を明らかにする。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
ii 患者の急病急変時に適切に対応するため、患者が速やかにアクセスできる医療機関において直接の対面診療を行える体制を整える。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
iii 医師は、騒音により音声聞き取れない、ネットワークが不安定であり動画が途切れる等、適切な判断を害する場所でオンライン診療を行ってはならない。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
iv 診療録等、過去の患者の状態を把握しながら診療すること等により、医療機関に居る場合と同等程度に患者の心身の状態に関する情報を得られる体制を整える。 ・緊急やむを得ない場合は、この限りでない。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
v 第三者に患者の心身の状態に関する情報の伝わることのないよう、医師は物理的に外部から隔離される空間においてオンライン診療を行う。 ・医療機関のホームページに本チェックリストを公表することも考えられる。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
vi オンライン診療実施病院等は、ホームページや院内掲示等において、本指針を遵守した上でオンライン診療を実施している旨を具体的に公表する。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
vii オンライン診療を行う医師は、患者が速やかにアクセスできる医療機関に容易にアクセスできるよう努める。	<input checked="" type="checkbox"/>	推奨
(2) 患者の所在		
i 患者がオンライン診療を受ける場所は、対面診療が行われる場合と同程度に、清潔かつ安全でなければならない。 ・患者に対して、受ける場所について適切に説明し協力を得ることが重要。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
ii プライバシーが保たれるよう、患者が物理的に外部から隔離される空間においてオンライン診療が行わなければならない。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
iii «特定多数人に対して提供する場合»特定多数人に対してオンライン診療受施設以外で提供する場合には診療所の届出を行う。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
(3) 患者が看護師等いる場合(D to P with N)		
i 医師の指示による診療の補助行為の内容として、「診療計画」若しくは訪問看護指示書等に基づき、予測された範囲内において診療の補助行為を行う。適時に見直しを行う。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
ii D to P with Nを行う医師は、原則、訪問診療等を定期的に行っている医師であり、看護師等は同一医療機関あるいは訪問看護の指示を受けた看護師等とする。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
(4) 患者が医師いる場合(D to P with D)		
★D to P with Dについては 実施予定なし		
(5) 通信環境 (情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)		
i 医療機関は、オンライン診療に用いるシステムによって講じるべき対策が異なることを理解し、オンライン診療を計画する際には、患者に対してセキュリティリスクを説明し、同意を得る。 ※ 医療機関は、システムは適宜アップデートされ、リスクも変わり得ることなど、理解を深める。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
1) 医療機関が行うべき対策		
i 医療機関は、システム提供事業者による説明を受け、十分な情報セキュリティ対策が講じられていることを確認し、責任分界点について確認・理解する。 ※ システムに関する個別の説明を受けることのみならず、事業者が提示している情報提供内容を自ら確認することを含む。		非該当
ii 医療情報システムに影響を及ぼす可能性があるシステムを使用する際は、「医療情報安全管理関連ガイドライン」に沿った対策を併せて実施する。 ※ 電子カルテを利用する端末で直接起動し問題が生じた場合、全患者情報に影響が及ぶ可能性がある。		非該当
iii 医療機関は、患者に対してセキュリティリスクを説明し、合意を得た上で診療録に記載し実施する。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
iv 「診療計画」作成時、セキュリティリスクや対策・責任の所在について患者からの問い合わせに対応できるよう、説明文書または対応者の準備を行う。 ※ ウェブサイト等の患者が適切にアクセスできる方法による開示や、電磁的記録による説明文書と同等の内容のものの提供を含む。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
v 医療機関はOSやソフトウェアのアップデートについて、事業者と協議・確認した上で実施する。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
vi 医療機関は、必要に応じてセキュリティソフトをインストールする。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
vii オンライン診療に用いるシステムを使用する際には、多要素認証を用いる。	<input type="checkbox"/>	推奨
viii 実施時は、患者がいつでも医師の本人確認及び所属医療機関の確認ができるように必要な情報を準備する。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
ix システムを用いる場合は、患者がいつでも医師の本人確認ができる情報及び医療機関の問い合わせ先をシステム上に掲載する。		非該当

x システムが「事業者対策要件」を満たしていることを確認する。		非該当
xi 医師・患者ともに診療に関わっていない第三者が診察情報を知覚できないようにする。 ・ただし同意がある場合を除く。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
xii 意図しない第三者の通信紛れ込み(三者通信)やなりすましが起こっていないことに留意する。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
xiii 患者・医師ともに録音、録画、撮影を同意なしに行うことがないよう確認する。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
xiv チャット機能を補助的に用いる場合には、セキュリティリスクを勘案し、使用方法等を患者側に指示する。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
xv 患者から提示された二次元バーコードやURL等のリンク先へのアクセスやファイルダウンロード等を行わない。 ※画面共有機能による提示などは相対的にリスクが低い。	<input checked="" type="checkbox"/>	推奨
xvi オンライン診療を実施する医師は、研修等を通じて、セキュリティリスクに関する情報を適宜アップデートする。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
xvii 外部PHR等の情報を取り扱うことが医療情報システムに影響を与えうる場合は、ガイドラインに沿った対策を実施する。		非該当
xviii 医療情報システムに影響を与えずに当該情報を取り扱う場合には、リスクについて合意を得た上で実施する。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
・医療機関が汎用サービスを用いる場合に特に留意すべき事項		
i 意図しない三者通信を防ぐため、医療機関から患者側につなげることを徹底し、通信の管理者権限を患者に委譲しない。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
ii 汎用サービスのセキュリティポリシーを適宜確認し、患者の問い合わせに対応できるようにする。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
iii 個別の汎用サービスに内在するリスクを理解し、対策を講じる責任は医療機関にあることを理解する。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
iv 端末立ち上げ時、パスワード認証や生体認証などを用いて操作者の認証を行う。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
2)オンライン診療システム事業者が行うべき対策		
★オンライン診療システムについては 利用予定なし		

3. その他オンライン診療に関連する事項

(1)医師教育/患者教育		
i 医師は、厚生労働省が定める研修を受講することにより、必須となる知識を習得する。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
ii オンライン診療の質を向上させるため、より適切な情報の伝え方について医師-患者間で継続的に協議する。	<input checked="" type="checkbox"/>	推奨
iii オンライン診療支援者が機器の使用の支援を行う場合、医師は支援者に対して適切な方法やリスク等についてあらかじめ説明を行う。	<input checked="" type="checkbox"/>	推奨
(2)質評価/フィードバック		
i 質評価やフィードバックの体制の整備が必要。医学的・医療経済的・社会的観点などから評価を行う。	<input checked="" type="checkbox"/>	推奨
ii 診療録の記載は対面診療と遜色の無いよう注意を払う。動画や画像等の保管時はガイドラインに準じてセキュリティを講じる。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守
(3)エビデンスの蓄積		
i 電子カルテ等において日時や内容などを具体的に記載し、オンライン診療である旨が容易に判別できるよう努める。 ・安全性や有効性等の情報は社会全体で共有・分析されていくことが望ましい。	<input checked="" type="checkbox"/>	推奨